



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 30 日 (月曜日) 第 93 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 5
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 11
- 医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (") 11
- 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 18
- 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 20
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 22

告 示

- 議決された予算の要領の公表…………… (財政課) 22
- 宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 22

- 民有林の保安林の指定予定 (3件)…………… (自然環境課) 23
- 森林保全管理巡視事業実施規程を廃止する告示 (") 24
- 宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示…………… (用地対策課) 24
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 25
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 25
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… (建築住宅課) 25

訓 令

- 宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 25
- 宮崎県内部統制実施規程…………… (") 26
- 宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 27

公 告

- 宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中嶋・地域課) 28
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 28
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) …… (") 29
- 土地改良区の解散…………… (農村整備課) 30
- 土地改良区の清算人の就任の届出…………… (") 30
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (") 30
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 31
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 31

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(統計調査課) 第9条 統計調査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 統計審議会に関すること。</u> (情報政策課) 第9条の9 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 宮崎情報ハイウェイ21の運営及び管理に関すること。 (5)～(7) [略] (国民スポーツ大会準備課) 第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。	(統計調査課) 第9条 統計調査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (情報政策課) 第9条の9 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>広域行政ネットワーク</u> の運営及び管理に関すること。 (5)～(7) [略] (国民スポーツ大会準備課) 第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>(1) <u>平成38年度</u>に開催予定の国民スポーツ大会の開催準備に関すること。 (財産総合管理課)</p> <p>第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>庁舎等の管理</u>に関すること。 (2) <u>職員宿舎の管理</u>に関すること。 (3) <u>基金の総括</u>に関すること。 (4) <u>県有財産の火災保険</u>に関すること。 (5) <u>行政財産</u>（公の施設を除く。）の管理の総合調整に関すること。 (6) <u>普通財産の取得及び処分並びに普通財産の管理の総合調整</u>に関すること。 (7) <u>公共施設等総合管理計画</u>に関すること。 (8) <u>国有資産等所在市町村交付金</u>に関すること。 (9)・(10) [略]</p> <p>2 防災拠点庁舎整備室においては、<u>前項第10号</u>に掲げる事務を分掌する。 (危機管理課)</p> <p>第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>防災行政の企画及び総合調整</u>に関すること。 (3) <u>災害対策</u>に関すること。 (4) <u>危機管理に係るマニュアル及び訓練の実施</u>に関すること。 (5)・(6) [略] (7) <u>防災会議及び国民保護協議会</u>に関すること。 (8) [略] (こども家庭課)</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2)～(12) [略] (環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略] (3) <u>新エネルギービジョン、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電</u>に関すること。 (4)～(13) [略]</p> <p>2 [略] (農業連携推進課)</p> <p>第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略] (8) [略] (9) <u>農産物の流通に関する施策の企画及び推進</u>に関すること。 (10)・(11) [略]</p> <p>2 みやざきブランド推進室においては、<u>前項第5号から第8号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>2 農業担い手対策室においては、<u>前項第2号から第5号</u>まで、第</p>	<p>(1) <u>令和8年度</u>に開催予定の国民スポーツ大会の開催準備に関すること。 (財産総合管理課)</p> <p>第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公共施設等総合管理計画</u>に関すること。 (2) <u>公有財産</u>（公の施設を除く。）の管理の総合調整に関すること。 (3) <u>普通財産の取得及び処分</u>に関すること。 (4) <u>庁舎等の管理及び保全</u>に関すること。 (5) <u>職員宿舎の管理及び保全</u>に関すること。 (6)・(7) [略]</p> <p>2 防災拠点庁舎整備室においては、<u>前項第7号</u>に掲げる事務を分掌する。 (危機管理課)</p> <p>第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>防災行政の企画及び調整</u>に関すること。 (3) <u>南海トラフ地震対策</u>に関すること。 (4) <u>災害対応</u>に関すること。 (5) <u>総合防災訓練等の実施</u>に関すること。 (6)・(7) [略] (8) <u>防災会議</u>に関すること。 (9) [略] (こども家庭課)</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>県内の関係機関との連携、専門研修等</u>に関すること。 (3)～(13) [略] (環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略] (3) <u>再生可能エネルギー等導入推進計画、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電</u>に関すること。 (4)～(13) [略]</p> <p>2 [略] (農業連携推進課)</p> <p>第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略] (8) <u>GAPの普及及び推進</u>に関すること。 (9) [略] (10) <u>農産物の輸出及び流通に関する施策の企画及び推進</u>に関すること。 (11)・(12) [略]</p> <p>2 みやざきブランド推進室においては、<u>前項第5号から第9号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略] (17) <u>農業人材確保対策</u>に関すること。</p> <p>2 農業担い手対策室においては、<u>前項第2号から第5号</u>まで、第</p>
---	---

14号及び第16号に掲げる事務を分掌する。

(内部組織)

第 104条 中央福祉子どもセンターに次の課を置く。

[略]

こども相談課

こども指導課

2 [略]

(分掌事務)

第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

こども相談課及びこども福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 児童の一時保護に関する事(南部福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに限る。)

(7) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関する事。

(8) 18歳以上の知的障がい者に関する医学的、心理学的及び職能的判定並びに必要な指導に関する事。

(9) 更生援護に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関する事。

(10) 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べる事。

(11) 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事。

こども指導課

(1) 県内の児童虐待の法的対応等に関する事。

(2) 県内の関係機関との連携、専門研修等に関する事。

(3) 児童相談所相互間の措置等の総合調整に関する事。

(4) 児童の一時保護に関する事。

(5) その他相談援助業務の指導支援に関する事。

(内部組織)

第 163条 中央児童相談所に次の課を置く。

[略]

こども相談課

こども指導課

2 [略]

(分掌事務)

第 163条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

こども相談課及びこども福祉課

(1)～(5) [略]

14号、第16号及び第17号に掲げる事務を分掌する。

(内部組織)

第 104条 中央福祉子どもセンターに次の課を置く。

[略]

こども相談第一課

こども相談第二課

2 [略]

(分掌事務)

第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

こども相談第一課、こども相談第二課及びこども福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 児童虐待の法的対応等に関する事。

(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関する事(こども相談第一課に限る。)

(8) 児童の一時保護に関する事(こども相談第一課を除く。)

(9) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関する事(こども相談第二課を除く。)

(10) 18歳以上の知的障がい者に関する医学的、心理学的及び職能的判定並びに必要な指導に関する事(こども相談第二課を除く。)

(11) 更生援護に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関する事(こども相談第二課を除く。)

(12) 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べる事(こども相談第二課を除く。)

(13) 市町村が行う介護給付等の支給決定等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事(こども相談第二課を除く。)

(内部組織)

第 163条 中央児童相談所に次の課を置く。

[略]

こども相談第一課

こども相談第二課

2 [略]

(分掌事務)

第 163条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

こども相談第一課、こども相談第二課及びこども福祉課

(1)～(5) [略]

(6) 児童虐待の法的対応等に関する事。

(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関する事(こども相談第一課に限る。)

(6) 児童の一時保護に関すること（都城児童相談所及び延岡児童相談所に限る。）。

(7) 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること。

こども指導課

- (1) 県内の児童虐待の法的対応等に関すること。
- (2) 県内の関係機関との連携、専門研修等に関すること。
- (3) 児童相談所相互間の措置等の総合調整に関すること。
- (4) 児童の一時保護に関すること。
- (5) その他相談援助業務の指導支援に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 8 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
宮崎県児湯農林振興局	[略]	西都市 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城（県営の治山工事及び林道工事並びに狩猟免許及び狩猟者登録に関する事務に限る。）
[略]		

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県開発事業特別資金審議会	[略]	
宮崎県統計審議会	県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条の規定による県指定統計の指定に関する事項を調査審議する事務	総合政策部統計調査課
[略]		

(部長等)

第 263 条 [略]

2 [略]

3 会計管理者は、法に定める事務のほか、会計管理局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 [略]

5 次長（危機管理局にあっては局長）は、部長（危機管理局にあっては危機管理統括監、会計管理局にあっては会計管理者）を補佐する。

6～13 [略]

第 270 条 削除

(8) 児童の一時保護に関すること（こども相談第一課を除く。）。

(9) 市町村が行う介護給付等の支給要否決定に対し意見を述べること（こども相談第二課を除く。）。

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 8 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
宮崎県児湯農林振興局	[略]	西都市 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城（県営の治山工事及び林道工事、狩猟免許及び狩猟者登録並びに火薬類に関する事務に限る。）
[略]		

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県開発事業特別資金審議会	[略]	
[略]		

(部長等)

第 263 条 [略]

2 [略]

3 会計管理局に会計管理局長を置き、会計管理者をもって充てる。

4 会計管理局長は、上司の命を受けて、会計管理局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 [略]

6 次長（危機管理局にあっては局長）は、部長（危機管理局にあっては危機管理統括監、会計管理局にあっては会計管理局長）を補佐する。

7～14 [略]

(会計年度任用職員)

第 270 条 本庁に会計年度任用職員を置く。

2 会計年度任用職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
自治学院	院長 副院長 教務主幹 教務主任 講師
[略]	
衛生環境研究所	所長 副所長 食品衛生検査管理監 課長 部長 副部長 主任
[略]	

第 278条 削除

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
自治学院	院長 副院長 教務主幹 教務主任
[略]	
衛生環境研究所	所長 副所長 食品衛生検査管理監 課長 部長 主任
[略]	

(会計年度任用職員)

第 278条 出先機関に、第 270条第 1 項に規定する職を置き、その職務は、同条第 2 項に規定するとおりとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 189条の改正規定は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第 1 条 地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則 (平成18年宮崎県規則第45号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程 (平成11年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、 <u>経営企画監及び副参事</u> イ [略] (2) [略]	地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程 (平成11年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、 <u>経営企画室長及び副参事</u> イ [略] (2) [略]

(地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第 2 条 地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職の範囲に関する規則 (平成18年宮崎県規則第46号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第39条第 2 項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程 (平成11年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、 <u>経営企画監、副参事及び課長補佐</u> イ [略] (2) [略]	地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第39条第 2 項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程 (平成11年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、 <u>経営企画室長、副参事及び課長補佐</u> イ [略] (2) [略]

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県規則第26号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（かい長への委任）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の事務は、県税・総務事務所（宮崎県税・総務事務所を除く。）又は西臼杵支庁のかい長に委任する。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 同一の庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所に係る報酬、職員手当、賃金、共済費（社会保険料及び労働保険料に限る。）、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料の支出負担行為及び支出命令に関すること（特に指示した場合を除く。）。</p> <p>（3） 〔略〕</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>（予算執行の伺い及び合議等）</p> <p>第54条 部局及びかいにおいて予算を執行しようとするときは、その理由、金額、配当予算額（かいにあっては令達予算額）その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、賃金については定数外職員の雇用に係る書類をもって、警察本部における物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって、その他の物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもってこれに代えることができる。</p> <p>（1）～（13） 〔略〕</p> <p>2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 〔略〕</p> <p>（7） 負担金、補助及び交付金（負担金（契約に係るものを除く。）、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第2条第1項に規定する補助金等に該当しない交付金及び次条に規定する建設事業等に該当するものを除く。）</p> <p>（8）～（13） 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 過年度支出をしようとするとき（自動口座振替により支払うために資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第19条第3項に規定する労働保険料の不足額に係るものを除く。）。</p> <p>（3） 〔略〕</p>	<p>（かい長への委任）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の事務は、県税・総務事務所（宮崎県税・総務事務所を除く。）又は西臼杵支庁のかい長に委任する。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 同一の庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所に係る報酬、職員手当、共済費（社会保険料及び労働保険料に限る。）、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料の支出負担行為及び支出命令に関すること（特に指示した場合を除く。）。</p> <p>（3） 〔略〕</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>（予算執行の伺い及び合議等）</p> <p>第54条 部局及びかいにおいて予算を執行しようとするときは、その理由、金額、配当予算額（かいにあっては令達予算額）その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、警察本部における物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって、その他の物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもってこれに代えることができる。</p> <p>（1）～（13） 〔略〕</p> <p>2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 〔略〕</p> <p>（7） 負担金、補助及び交付金（負担金（契約に係るものを除く。）、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第2条第1項に規定する補助金等（以下「補助金等」という。）に該当しない交付金及び次条に規定する建設事業等に該当するものを除く。）</p> <p>（8）～（13） 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 過年度支出をしようとするとき（自動口座振替により支払うために資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合を除く。）。</p> <p>（3） 〔略〕</p>

5 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては会計課長に、
かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) 概算払をするとき(負担金(契約に係るものを除く。)、
給与その他の給付、共済費及び扶助費を除く。)

(2) [略]

(3) 補助金等の交付に関する規則に基づく補助金等(財源に国
庫支出金を含むものを除く。)の交付額の確定をしようとする
とき。

(4) [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければ
ならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により
請求書を提出させることが適当でないと認められるものについて
は、これによらないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 賃金

(4)～(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第61条 令第 161条第 1 項第17号の規定により資金の前渡ができる
経費は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 賃金

(10)～(21) [略]

(給与等の資金前渡職員)

第62条 給与及び賃金は、別に定めるものを除き、次に掲げる職員
に前渡する。ただし、当該職員が不在又は事故その他の理由によ
り事実上その者の責任をもって事務を処理することができない場
合は、支出命令者の指定した職員に前渡する。

(1)～(11) [略]

2・3 [略]

(資金前渡請求書の提出)

第62条の2 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは
、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。た
だし、給与、賃金、生活保護法に基づく保護費、特別児童扶養手
当等の支給に関する法律(昭和39年法律第 134号)に基づく福祉
手当及び第71条の2に規定する自動口座振替により支払う経費に
ついては、この限りでない。

(前渡資金の精算)

第65条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内
に資金前渡精算書に関係書類を添えて精算しなければならない。
ただし、給与及び報償費(物品の購入に係る経費を除く。)並び
に賃金(以下この項において「給与等」という。)で資金前渡額
に対して精算額が同額であるものについては、当該給与等を支給
された者から受領印を徴した書類(やむを得ない理由により当該
給与等を支給された者から受領印に代えて受領の署名を徴した場
合は、当該受領の署名を徴した書類)に支払を完了した旨を記載
し、記名押印して所属長の検印を受けて精算とする。

2・3 [略]

(過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)

第94条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、自動口座振替により支払うために資
金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合及び労働保
険の保険料の徴収等に関する法律第19条第3項に規定する労働保
険料の不足額の支出をする場合は、当該部局又はかいにおける過

5 次の各号のいずれかに該当するときは、部局にあっては会計課
長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) 概算払をするとき(負担金(契約に係るものを除く。))、
給与その他の給付、共済費、扶助費及び補助金等を除く。)

(2) [略]

(3) 補助金等(財源に国庫支出金を含むものを除く。)の交付
額の確定をしようとするとき。

(4) [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければ
ならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により
請求書を提出させることが適当でないと認められるものについて
は、これによらないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 削除

(4)～(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第61条 令第 161条第 1 項第17号の規定により資金の前渡ができる
経費は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 削除

(10)～(21) [略]

(給与の資金前渡職員)

第62条 給与は、別に定めるものを除き、次に掲げる職員に前渡す
る。ただし、当該職員が不在又は事故その他の理由により事実上
その者の責任をもって事務を処理することができない場合は、支
出命令者の指定した職員に前渡する。

(1)～(11) [略]

2・3 [略]

(資金前渡請求書の提出)

第62条の2 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは
、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。た
だし、給与、生活保護法に基づく保護費、特別児童扶養手当等の
支給に関する法律(昭和39年法律第 134号)に基づく福祉手当及
び第71条の2に規定する自動口座振替により支払う経費について
は、この限りでない。

(前渡資金の精算)

第65条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内
に資金前渡精算書に関係書類を添えて精算しなければならない。
ただし、給与及び報償費(物品の購入に係る経費を除く。以下こ
の項において「給与等」という。)で資金前渡額に対して精算額
が同額であるものについては、当該給与等を支給された者から受
領印を徴した書類(やむを得ない理由により当該給与等を支給さ
れた者から受領印に代えて受領の署名を徴した場合は、当該受領
の署名を徴した書類)に支払を完了した旨を記載し、記名押印し
て所属長の検印を受けて精算とする。

2・3 [略]

(過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)

第94条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、自動口座振替により支払うために資
金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合は、当該部
局又はかいにおける過年度の支出であること書類の作成及びか
いにおける当該かいを主管する部局の長への報告を省略すること

年度の支出であること書類の作成及びかいにおける当該かいを
 主管する部局の長への報告を省略することができる。

(物品の分類及び区分)

第 150 条 [略]

(処分の手続)

第 167 条 物品を処分しようとするときは、次に掲げる事項を記載
 した書類を作成し、物品処分伺いをしなければならない。ただし
 、重要物品を除く物品については、その種類又は処分方法により
 その一部を省略することができる。

(1)～(9) [略]

(分類換え)

第 169 条 物品管理者等は、物品の効率的な管理を行なうため必要
 がある場合は、物品の分類換えをするものとする。この場合にお
 いて、物品取扱者にあつては、あらかじめ、その旨を主管の物品
 管理者に報告しなければならない。

2・3 [略]

(貸付け)

第 172 条 物品管理者等は、その所管に属する物品（物品取扱者に
 あつては無償で貸し付けるために管理している物品に限る。）を
 行政目的に添う場合又は行政事務に支障がない場合に限り貸し付
 けることができる。

(担保の提供の手続)

第 178 条の 2 [略]

2～6 [略]

7 指名債権を担保として提供しようとする者は、民法第 364 条第
 1 項の措置をとった後、その指名債権の証書及び第三債務者の承
 諾を証明する書類を収入徴収者に交付するものとする。

8 [略]

(亡失又は損傷の報告及び認定)

第 229 条 [略]

2～4 [略]

5 前各項の規定は、法第 243 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をす
 る権限を有する職員及び次条に規定する職員が、県に損害を与え
 た場合において準用する。

(賠償責任を有する補助職員の指定)

第 229 条の 2 法第 243 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限
 を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区
 分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)～(4) [略]

別表第 3（第 7 条関係）

[略]	
県立こども療 育センターの 出納員	[略]
[略]	
県立日南振徳 高等学校の出 納員	[略]

ができる。

(物品の分類)

第 150 条 [略]

(処分の手続)

第 167 条 物品を処分しようとするときは、次に掲げる事項を記載
 した書類を作成し、物品処分伺いをしなければならない。ただし
 、重要備品を除く物品については、その種類又は処分方法により
 その一部を省略することができる。

(1)～(9) [略]

(分類換え)

第 169 条 物品管理者等は、物品の効率的な管理を行なうため必要
 がある場合は、物品の分類換えをするものとする。この場合にお
 いて、物品取扱者にあつては、あらかじめ、主管の物品管理者の承
 認を受けなければならない。

2・3 [略]

(貸付け)

第 172 条 物品管理者等は、その所管に属する物品（物品取扱者に
 あつては無償で貸し付けるために管理している物品に限る。）を
 行政目的に添う場合又は行政事務に支障がない場合に限り貸し付
 けることができる。

(担保の提供の手続)

第 178 条の 2 [略]

2～6 [略]

7 債権（現に発生していないものを含む。以下この項において同
 じ。）を担保として提供しようとする者は、民法第 364 条第 1 項
 に規定する質権の設定の通知又は第三債務者の承諾の取得の措置
 をとった後、その債権の証書又は第三債務者の承諾を証明する書
 類を収入徴収者に交付するものとする。

8 [略]

(亡失又は損傷の報告及び認定)

第 229 条 [略]

2～4 [略]

5 前各項の規定は、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為
 をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、県に損害を
 与えた場合において準用する。

(賠償責任を有する補助職員の指定)

第 229 条の 2 法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする
 権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げ
 る区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)～(4) [略]

別表第 3（第 7 条関係）

[略]		
県立こども療 育センターの 出納員	[略]	
県立みやざき 学園の出納員	県立みやざき学園 の金銭分任出納員	県立みやざき学園に属す る生産物又は不用品の売 払代金の収納に関するこ と。
[略]		
県立日南振徳 高等学校の出 納員	[略]	

県立都城きり しま支援学校 の出納員	県立都城きりしま 支援学校小林校の 金銭分任出納員	当該小林校に属する独立 行政法人日本スポーツ振 興センター共済掛金の収 納に関すること。
[略]		

[略]

別表第 5 (第56条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負 担行為 として 整理す る時期	支出負 担行為 の範囲	支出負 担行為 に必要な 主な 書類	説明	支出命令書 に証拠書類 として添付 する主な書 類
1 報 酬 給 料 職 員手 当等 (退職 手当を 除く)	[略]	当該給 与期間 分	給与簿 支給内 訳書		支給内訳書 集計表
2～4	[略]				
5 恩 給及 び退 職年 金	[略]				
6 賃 金 役 務費 のう ち筆 耕翻 訳料	支出命 令のと き	支出し ようと する額	請求書 雇よう 承認書 就労を 確認で きる書 類		就労を付し た請求書、 就労証明書
7～10	[略]				
11 役 務費 の類 (6及 び10 に掲 げる	[略]		運搬、保管 、広告、手 数料、火災 保険料、自 動車損害保 険料、使用 料及び賃借		[略]

別表第 5 (第56条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負 担行為 として 整理す る時期	支出負 担行為 の範囲	支出負 担行為 に必要な 主な 書類	説明	支出命令書 に証拠書類 として添付 する主な書 類
1 報 酬]	[略]	支出し ようと する額	雇用承 認書 就労を 確認で きる書 類		就労証明書 支給内訳書
2 給 料 職 員手 当等 (退 職手 当を 除く 。)	支出命 令のと き	当該給 与期間 分	給与簿 支給内 訳書		集計表 支給内訳書
3～5	[略]				
6 恩 給及 び退 職年 金	[略]				
7～10	[略]				
11 役 務費 の類 (10に 掲げ るも のを	[略]		運搬、保管 、広告、手 数料、筆耕 翻訳料、火 災保険料、 自動車損害 保険料、使		[略]

<p>ものを除く。)</p>		<p>料 〔第 106 条 第 2 項の規定により契約書の作成及び請書の提出を省略するもの及び単価が定まり、又は定額のものにあつては、括弧書によることができる。〕</p>		<p>除く。)</p>		<p>用料及び賃借料 〔第 106 条 第 2 項の規定により契約書の作成及び請書の提出を省略するもの及び単価が定まり、又は定額のものにあつては、括弧書によることができる。〕</p>	
<p>〔略〕</p>				<p>〔略〕</p>			
<p>15 負担金、補助及び交付金〔補助金等の交付に関する規則第 2 条に規定する補助金等に該当する委託料を含む。〕</p>	<p>〔略〕</p>			<p>15 負担金、補助及び交付金〔補助金等に該当する委託料を含む。〕</p>	<p>〔略〕</p>		
<p>〔略〕</p>				<p>〔略〕</p>			
<p>別表第 10 (第 152 条の 2 関係)</p>				<p>別表第 10 (第 152 条の 2 関係)</p>			
<p>主管の部局又はかい名</p>		<p>物品取扱者を置く出先機関等名</p>		<p>主管の部局又はかい名</p>		<p>物品取扱者を置く出先機関等名</p>	
<p>〔略〕</p>				<p>〔略〕</p>			
<p>水産試験場</p>	<p>〔略〕</p>	<p>水産試験場</p>	<p>〔略〕</p>	<p>都城きりしま支援学校</p>	<p>都城きりしま支援学校小林校</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>〔略〕</p>				<p>〔略〕</p>			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県財務規則第3条第3項、第54条第1項、第60条、第61条、第62条第1項、第62条の2、第65条及び別表第5の規定は、令和2年度以後の年度の予算による支出から適用し、令和元年度以前の年度の予算による支出については、なお従前の例による。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年宮崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録票の掲示) 第18条 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者は、省令第3条に規定する登録票を、 <u>店舗の見やすい</u> 場所に掲示しなければならない。	(登録票の掲示) 第18条 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けた者は、省令第3条に規定する登録票を、 <u>製造所、営業所又は店舗ごとにその見やすい</u> 場所に掲示しなければならない。
(書類の提出) 第19条 省令又はこの規則により、厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、住所地又は所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。	(書類の提出) 第19条 省令又はこの規則の規定に基づき、知事に提出する書類は、住所地又は所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成18年宮崎県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(病院等の開設許可申請) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項に規定する申請書には、省令第1条の14第1項又は第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略]	(病院等の開設許可申請) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項に規定する申請書には、省令第1条の14第1項又は第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略] <u>(5) 外来医師多数区域（法第30条の4第1項に規定する医療計画において定めた外来医師多数区域をいう。以下同じ。）における診療所の開設にあっては、当該区域で不足する外来医療機能を担うこと</u> の意思の有無を確認する書類
(医師等の開設する診療所及び助産所の開設の届出) 第7条 [略] 2 前項の届出書には、省令第4条又は第5条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略]	(医師等の開設する診療所及び助産所の開設の届出) 第7条 [略] 2 前項の届出書には、省令第4条又は第5条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略]

（診療用放射線の防護に関する届出書の様式）

第17条 診療用放射線の防護について、次の表の左欄に掲げる届出書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

[略]	
省令第25条に規定する届出書	[略]
[略]	

様式第2号（第2条関係）

[略]

添付書類

1～5 [略]

[略]

様式第8号（第7条関係）

（表）

[略]

（裏）

[略]

添付書類

1～4 [略]

[略]

別記様式第21号の次に次の1様式を加える。

（5）外来医師多数区域における診療所の開設にあつては、当該区域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無を確認する書類

（診療用放射線の防護に関する届出書の様式）

第17条 診療用放射線の防護について、次の表の左欄に掲げる届出書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

[略]	
省令第25条に規定する届出書	[略]
省令第25条の2に規定する届出書	診療用粒子線照射装置設置届（別記様式第21号の2）
[略]	

様式第2号（第2条関係）

[略]

添付書類

1～5 [略]

6 外来医師多数区域における診療所の開設にあつては、当該区域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無を確認する書類

[略]

様式第8号（第7条関係）

（表）

[略]

（裏）

[略]

添付書類

1～4 [略]

5 外来医師多数区域における診療所の開設にあつては、当該区域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無を確認する書類

[略]

様式第21号の2 (第17条関係)

診療用粒子線照射装置設置届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名 ㊦

次のとおり診療用粒子線照射装置を設置するので、医療法施行規則第25条の2において準用する第25条の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所 在 地			
診療用 粒子線 照射装 置	製 作 者 名			
	型 式			
	台 数			
	定格 出力	陽子線 重イオン線	(原子の種類)	
診療用粒子線照射装置の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名等		氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期				

添付書類 診療用粒子線照射装置使用室の平面図

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第3条第2項
の申請書の写し

別記様式第26号を次のように改める。

様式第26号 (第17条関係)

(表)

診療用放射性同位元素 (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 設置届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名 ㊟

次のとおり診療用放射性同位元素 (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) を設置するので、医療法施行規則第28条第1項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称		電話 番号	
	所在地			
使用を 予定する 診療用 放射性 同位 元素等	種 類			
	形 状			
	年間使用予定数量			
	最大貯蔵予定数量			
	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量			
3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量				
診療用放射性同位元素 (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素 (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
診療用放射性同位元素 (陽電子断層撮影診療 用放射性同位元素) を 使用する医師又は歯科 医師の氏名等	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
予定使用開始時期				

(裏)

添付書類

- 1 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室等の平面図
- 2 省令第24条第8号ハ(1)から(4)に掲げる目的で診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備える場合にあつては、同条同号ハ(1)から(4)に該当することを確認できる書面
- 3 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を製造する目的でサイクロトロン装置を設置する場合にあつては、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I法」という。）第3条第2項に規定する申請書の写し
- 4 省令第28号第1項第4号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害の防止に関する予防措置を講じていることを証する書類
- 5 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師のうち少なくとも1名が次に掲げる全ての項目に該当する事実を証する書類
 - (1) 当該病院又は診療所の常勤職員であること
 - (2) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること
 - (3) 核医学診断の経験を3年以上有していること
 - (4) 放射線関係学会等団体が主催する医療放射線の安全管理に関する研修であつて概ね次に掲げる内容を含む講義又は実習を内容とする研修を修了していること
 - ア 陽電子断層撮影診療に係る施設の概要に関する事項
 - イ サイクロトロン装置の原理と安全管理に関する事項
 - ウ F D G 製剤（放射性2-deoxy-2-[F-18]fluoro-D-glucose製剤）等の陽電子断層撮影用放射性同位元素の製造方法、精度管理及び安全管理に関する事項
 - エ 陽電子断層撮影診療の測定原理に関する事項
 - オ 陽電子断層撮影装置の性能点検と校正に関する事項
 - カ F D G 製剤等を用いた陽電子断層撮影診療の臨床使用に関するガイドラインに関する事項
 - キ 放射線の安全管理、放射性同位元素の取扱い及び陽電子断層撮影診療に関わる医療従事者の被曝管理に関する事項
 - ク 医療法、R I法等の放射線の安全管理に関する各種法令及び放射線の安全管理に係る関係府省庁の通知等に関する事項

別記様式第28号及び別記様式第29号を次のように改める。

様式第28号（第17条関係）

エックス線装置等設置届出事項変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名 ㊟

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法施行規則第29条第1項（第29条第2項）の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
変 更 事 項				
変 更 の 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 理 由				
変更（予定）年月日		年 月 日		

様式第29号 (第17条関係)

エックス線装置等廃止届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名 ㊟

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法施行規則第29条第1項（第29条第3項）の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称	電話番号
	所在地	
廃止した エックス 線装置 等	製 作 者 名	
	種 類	
	型 式 又 は 形 状	
	台 数	
	廃止時における 放射線源の数量	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

注意事項 廃止した装置がエックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用粒子線照射装置にあつては製作者名、型式及び台数を、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器にあつては製作者名、型式、台数及び廃止時における放射線源の数量を、診療用放射線照射器具並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素にあつては器具・元素の種類、型式又は形状及び廃止時における放射線源の数量を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定、別記様式第21号の次に1様式を加える改正規定並びに別記様式第26号、別記様式第28号及び別記様式第29号の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第29号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(業務従事者の中断の申出)</p> <p>第16条 修学資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1項に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間（以下この条において「業務従事者中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、<u>業務に従事することができない理由</u>を証する書類を添えて、業務従事者中断申出書（別記様式第15号）を知事に提出しなければならない。業務従事者中断期間を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(キャリア形成のための研修等)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第7号のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものは、次に掲げる研修等とする。</u></p> <p>(1) <u>大学院等における研修、研究又は進学等</u></p> <p>(2) <u>指定医療機関以外の医療機関での勤務</u></p> <p>(3) <u>その他知事がキャリア形成のために必要と認めたもの</u></p> <p>(業務従事者の中断の申出)</p> <p>第16条 修学資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1項に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間<u>及びキャリア形成のための研修等期間</u>（以下「業務従事者中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、<u>当該業務従事者中断期間に係る業務の従事を中断する理由</u>（以下「業務従事者中断理由」という。）を証する書類を添えて、業務従事者中断申出書（別記様式第15号）を知事に提出しなければならない。<u>業務従事者中断理由又は業務従事者中断期間を変更する場合も</u>、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第16条関係)

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

勤務先医療機関名	
業務従事中断理由	
業務従事中断期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 業務従事中断理由又は業務従事中断期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。
業務従事中断期間に変更が生じる場合には、「業務従事中断期間」の欄に、変更後の業務従事を中断する全ての期間を記載すること。

添付書類 「業務従事中断理由」に記載した内容を証する書類

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則（平成31年宮崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（業務従事期間）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>（業務従事の中断の申出）</p> <p>第20条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間（以下この条において「業務従事中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、業務に従事することができない理由を証する書類を添えて、業務従事中断申出書（別記様式第14号）を知事に提出しなければならない。業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（業務従事期間）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>（キャリア形成のための研修等）</u></p> <p>第5条の2 条例第2条第8号のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものは、次に掲げる研修等とする。</p> <p>（1） 大学院等における研修、研究又は進学等</p> <p>（2） 指定医療機関以外の医療機関での勤務</p> <p>（3） その他知事がキャリア形成のために必要と認めたもの</p> <p>（業務従事の中断の申出）</p> <p>第20条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間（以下「業務従事中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、当該業務従事中断期間に係る業務の従事を中断する理由（以下「業務従事中断理由」という。）を証する書類を添えて、業務従事中断申出書（別記様式第14号）を知事に提出しなければならない。業務従事中断理由又は業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第20条関係)

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

勤務先医療機関名	
業務従事中断理由	
業務従事中断期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 業務従事中断理由又は業務従事中断期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。

業務従事中断期間に変更が生じる場合には、「業務従事中断期間」の欄に、変更後の業務従事を中断する全ての期間を記載すること。

添付書類 「業務従事中断理由」に記載した内容を証する書類

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(333) [略] (334) <u>毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料</u> (335) <u>毒物劇物販売業登録票再交付手数料</u> (336)～(576) [略] 3～7 [略]	別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(333) [略] (334) <u>毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料</u> (335) <u>毒物劇物製造業等登録票再交付手数料</u> (336)～(576) [略] 3～7 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219条第2項の規定により、令和2年2月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 232号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第5条関係） 部及び室 [略] 文教対策室 [略] スポーツ振興班 高校総体推進班 [略]	別表第1（第5条関係） 部及び室 [略] 文教対策室 [略] スポーツ振興班 [略]
別表第2（第5条関係） [略] スポーツ振興班長 高校総体推進班長 [略]	別表第2（第5条関係） [略] スポーツ振興班長 [略]
別表第3（第7条関係）	別表第3（第7条関係）

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
企業局 対策室	[略]	
	工務班	1 県営電力施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 [略] 3 地域振興施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 [略]
	電気班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	施設管理班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	総合制御班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
[略]		
文教対 策室	[略]	
	スポーツ振興班	[略]
	高校総体推進班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
[略]		

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
企業局 対策室	[略]	
	工務班	1 県営電力施設(土木・建築施設及びダム施設に限る。)の災害対策及び被害調査に関すること。 2 [略] 3 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 [略]
	電気班	1 県営電力施設(送配電施設及び通信・制御施設に限る。)の災害対策及び被害調査に関すること。
	施設管理班	1 県営電力施設(発電施設に限る。)の災害対策及び被害調査に関すること。
	総合制御班	1 県営電力施設の災害情報の収集に関すること。
[略]		
文教対 策室	[略]	
	スポーツ振興班	[略]
	[略]	
[略]		

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 233号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾崎4977-1、4978-6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾崎4977-1・4978-6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 234号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町笠下字黒原寅 245、寅 246

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字黒原寅 245・寅 246(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 235号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字稗ノ上 205-6（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 落石の危険の防止
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全管理巡視事業実施規程を廃止する告示をここに公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 236号

森林保全管理巡視事業実施規程を廃止する告示

森林保全管理巡視事業実施規程（昭和49年宮崎県告示第 889号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 237号

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準（昭和39年宮崎県告示第 209号の5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(建物等の移転料) 第28条 [略] 2 [略]	(建物等の移転料) 第28条 [略] 2 [略] <u>3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。</u> <u>(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)</u> 第28条の2 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなつた建物が配偶者居住権の目的となつている場合についても、同様とする。
(移転雑費) 第37条 [略] 2 前項の場合において、当該建物等の所有者及び借家人又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。	(移転雑費) 第37条 [略] 2 前項の場合において、当該建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するも

のとする。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準に基づく損失の補償を受ける権利を有する者との協議が行われている場合における当該協議に係る損失の補償については、この告示による改正後の宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

宮崎県告示第 238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串 間 市	片 野	008- 001	地 滑 り
	築 島	008- 004	地 滑 り
	藤	008- 005	地 滑 り
	中 福 良	008- 006	地 滑 り
	宮之浦西	008- 010	地 滑 り
	迫	008- 012	地 滑 り
	宮 原	008- 013	地 滑 り
	御 崎	008- 015	地 滑 り
	磯 平	008- 016	地 滑 り

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 239号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第1項の規定により

、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
えびの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
えびの都市計画公園事業
6・4・1号 永山運動公園
- 3 事業施行期間
令和2年3月30日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
取用の部分
宮崎県えびの市大字栗下字有島及び字中島並びに大字永山字尾園地内
使用の部分
なし

宮崎県告示第 240号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
株式会社東京建築検査機構
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
T B T C 中国構造センター	広島県広島市中区銀山町3番1号

- 3 変更しようとする年月日

令和2年4月1日

訓 令

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員人事評価実施規程（平成28年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 職員の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 職員の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。<u>以下「法」という。</u>）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u></p> <p><u>第10条 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規程の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第11条 [略]</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県内部統制実施規程をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県内部統制実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、知事の事務部局（以下「知事部局」という。）における内部統制の実施に関する基本的な事項を定めることにより、県政における公務の能率を高め、適正な行政運営を確保し、もって県民の県政に対する信頼を高めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「内部統制」とは、次に掲げる目的を達成するため、リスク（適正な事務の管理及び執行の確保を阻害する要因であって、事前に予見することができるものをいう。以下同じ。）の発生を未然に予防するための過程であって、業務に組み込まれ、かつ、組織内の全ての者により遂行されるものをいう。

- (1) 効率的かつ効果的な事務の執行
- (2) 法令等の遵守
- (3) 情報の適切な取扱い
- (4) 資産の保全及び管理

(内部統制の推進組織)

第 3 条 知事部局における内部統制を推進するため、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議の統括責任者として、副知事をもって充てる。

3 推進会議は、職員（知事部局に勤務する職員（非常勤の職員を含む。）をいう。以下同じ。）に対する内部統制に関する研修その他の内部統制の整備及び運用に関する取組を実施する。

(内部統制の評価組織)

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 150条第 4 項に規定する報告書を作成する部局（以下「評価部局」という。）として、総務部人事課行政改革推進室を指定する。

2 前項の規定によるもののほか、評価部局は、評価体制の整備、評価結果の全庁的な共有その他の評価に当たり必要な取組を実施するものとする。

(内部統制の評価対象期間)

第 5 条 内部統制の評価は、4月1日から翌年3月31日までの期間を評価対象期間として、毎年度 1 回実施するものとする。

(内部統制の対象事務)

第 6 条 内部統制の対象となる事務（以下「対象事務」という。）は、法第 150条第 1 項第 1 号に掲げる事務及び同項第 2 号に掲げる事務に該当するものとして推進会議が別に定めるものとする。

(各所属における内部統制の実施等)

第 7 条 内部統制に関する事務は、対象事務を所掌する本庁の課（室）又は出先機関（以下「各所属」という。）においてそれぞれ処理するものとし、所属長は、各所属における内部統制を総括する。

2 各所属における内部統制を推進する責任者として、内部統制推進員を置く。

3 内部統制推進員は、本庁にあっては課長補佐（課長補佐を 2 人以上置く課にあっては統括の課長補佐）を、出先機関にあっては宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）別表第 9 の第 1 代決者に該当する職にある者をもって充てる。

4 所属長は、内部統制推進員を補佐させるため、必要に応じて内部統制担当者を置くことができる。

(職員等の職務)

第8条 職員は、所掌する対象事務に係るリスクの把握、分析及び評価並びにこれらを踏まえたリスクに対する対応策の整備及び必要な業務手順の見直しに努めるとともに、内部統制の整備状況及び運用状況に関する自己点検(次項において「自己点検」という。)を行うものとする。

2 内部統制推進員は、所属長の決裁を経て、各所属における自己点検の結果を評価部局に報告するものとする。

3 内部統制推進員は、前項の規定による報告の内容に含まれないリスクの発生を把握した場合には、速やかに評価部局に報告するものとする。

(評価等)

第9条 評価部局は、前条第2項の規定による報告その他の評価に関する情報に基づき、評価を行うものとする。

2 評価部局は、前項の規定による評価又はその結果を踏まえた内部統制の見直しに当たり必要がある場合は、各所属に対し、内部統制の整備状況及び運用状況の検証その他の必要な指示をすることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、知事部局における内部統制に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程(平成元年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																																																		
様式第22号(その2) (表) [略]		様式第22号(その2) (表) [略]																																																																																		
(裏) [略] <p>○ みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、<u>商工組合中央金庫</u>、九州労働金庫及び熊本県信用組合の本店・支店で国内に所在するもの(収納代理金融機関)</p> [略]		(裏) [略] <p>○ みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、九州労働金庫及び熊本県信用組合の本店・支店で国内に所在するもの(収納代理金融機関)</p> [略]																																																																																		
様式第129号 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">節の内訳</th> <th>節の計</th> <th>支出額</th> <th>戻入額</th> <th>更正増</th> <th>更正減</th> <th>年度更正</th> <th>件数(横)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06 恩給及び退職年金</td> <td></td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>07 賃金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>08~28 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		節の内訳	節の計	支出額	戻入額	更正増	更正減	年度更正	件数(横)	[略]							06 恩給及び退職年金		[略]						07 賃金							08~28 [略]							[略]							様式第129号 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">節の内訳</th> <th>節の計</th> <th>支出額</th> <th>戻入額</th> <th>更正増</th> <th>更正減</th> <th>年度更正</th> <th>件数(横)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06 恩給及び退職年金</td> <td></td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>07~27 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		節の内訳	節の計	支出額	戻入額	更正増	更正減	年度更正	件数(横)	[略]							06 恩給及び退職年金		[略]						07~27 [略]							[略]						
節の内訳	節の計		支出額	戻入額	更正増	更正減	年度更正	件数(横)																																																																												
	[略]																																																																																			
06 恩給及び退職年金		[略]																																																																																		
07 賃金																																																																																				
08~28 [略]																																																																																				
[略]																																																																																				
節の内訳	節の計	支出額	戻入額	更正増	更正減	年度更正	件数(横)																																																																													
	[略]																																																																																			
06 恩給及び退職年金		[略]																																																																																		
07~27 [略]																																																																																				
[略]																																																																																				

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和 2 年 3 月 19 日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、日南市役所及び串間市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更の理由

計画図

(1) 縮小

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

(2) 拡大

森林整備の加速化を図るために実施した、境界確認及び境界測量による面積の確定に伴い森林地域が拡大したことから、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表

（単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	—	—	—	88,747
農業地域	306,935	—	—	—	306,935
森林地域	591,929	17	9	8	591,937
自然公園地域	95,842	—	—	—	95,842
自然保全地域	192	—	—	—	192
計	1,083,645	17	9	8	1,083,653
白地地域	6,554	4	11	—7	6,547

(2) 変更内容の地域区分別概要

（単位：ヘクタール）

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森林地域	日 南 市	17	4	13
	串 間 市	—	5	△5

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス国富店
東諸県郡国富町大字木脇 763-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 11 月 12 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,556.63㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗建物敷地南側 61台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物敷地南東側 15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物南西側 27.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内南西側 9.0㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 店舗建物敷地南側及び南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和 2 年 3 月 11 日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和 2 年 3 月 30 日から令和 2 年 7 月 30 日まで

<p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年3月30日から令和2年7月30日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和2年3月30日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス財光寺店・シャンブル日向店 日向市大字財光寺字沖ノ原 953番6 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ドラッグコスモス財光寺店 (変更後) ドラッグコスモス財光寺店・シャンブル日向店</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号</p> <p>4 変更の年月日</p>	<p>(1) 大規模小売店舗の名称 令和2年2月21日</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年8月24日（株式会社コスモス薬品） 令和2年2月21日（株式会社しまむら）</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及びテナント出店のため</p> <p>6 届出年月日 令和2年3月12日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和2年3月30日から令和2年7月30日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年3月30日から令和2年7月30日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和2年3月30日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス財光寺店・シャンブル日向店 日向市大字財光寺字沖ノ原 953番6 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,918㎡ (変更後) 2,407㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数</p>
--	--

(変更前) 建物敷地内 90台
 (変更後) 建物敷地内 111台

② 駐輪場の位置及び収容台数
 (変更前) A棟西側 10台(駐輪場No.1)
 B棟西側 10台(駐輪場No.2)
 合計 20台
 (変更後) A棟西側 15台(駐輪場No.1)
 建物敷地北側 5台(駐輪場No.2)
 合計 20台

③ 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) A棟北側 50㎡
 (変更後) A棟北側 50㎡(荷さばき施設No.1)
 B棟東側 50㎡(荷さばき施設No.2)
 B棟東側 50㎡(荷さばき施設No.3)
 合計 150㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) A棟内東側 13.5㎡
 (変更後) A棟内東側 13.5㎡(廃棄物等保管施設No.1)
 B棟内南側 11.3㎡(廃棄物等保管施設No.2)
 合計 24.8㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時から午後10時まで
 (変更後) 午前9時から午後10時まで(株式会社コスモス薬品)
 午前10時から午後9時まで(株式会社しまむら)

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 3箇所 建物敷地西側及び北側
 (変更後) 3箇所 建物敷地西側及び北側

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 24時間
 (変更後) 24時間(荷さばき施設No.1)
 午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.2)
 午後10時から午前6時まで(荷さばき施設No.3)

4 変更の年月日
 令和2年11月13日

5 変更する理由
 新たなテナントの出店のため

6 届出年月日
 令和2年3月12日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
 令和2年3月30日から令和2年7月30日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
 令和2年3月30日から令和2年7月30日まで

9 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、大萩土地改良区(小林市)が解散した。
 令和2年3月30日
 宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、大萩土地改良区(小林市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。
 令和2年3月30日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏名	住所
田之上 健一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20
古田 富夫	小林市野尻町三ヶ野山3188番地77
猿渡 栄作	小林市野尻町三ヶ野山3173番地
川越 治次	小林市野尻町三ヶ野山3374番地6
寺田 和弘	小林市水流迫 255番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、七折地区県営土地改良事業(日之影町、県営中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和2年3月30日
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
 令和2年3月30日から令和2年4月24日まで
- 縦覧場所
 日之影町役場建設課内
- その他
 この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる

。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量(機動観測)
- 2 作業地域
宮崎県えびの市
- 3 作業期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

河川法(昭和39年法律第 167号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称
一級河川大淀川水系新別府川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
宮崎市昭栄町 174 番 4 地先から宮崎市吉村町南田甲1025番 2 地先まで及び宮崎市吉村町瀬戸甲1010番 2 地先から宮崎市吉村町瀬戸甲1009番 2 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎市
住所 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
代表者の氏名 宮崎市長 戸敷 正
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面の維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和 2 年 3 月 30 日から道路の存続する日まで

--	--